

口座振替ダイレクトサービス利用規約

本規約は、株式会社鳥取銀行（以下、「銀行」）が提供する口座振替ダイレクトサービス（以下、「本サービス」）における利用条件を定めるものです。

第1条（預金口座振替の受付）

1. 収納企業の顧客（以下、「顧客」）から預金口座振替の依頼を受けたときは、「預金口座振替による収納事務に関する委託契約書」（以下、「基本契約」）で定める「口座振替依頼書の受理等」の方法に加え、本サービスを利用する方法により受け付けるものとします。
2. 銀行は、顧客が本サービスを利用して行った預金口座振替の申込を承諾したときは、収納企業に口座振替申込受付結果を提供します。
3. 本サービスを利用する場合、顧客からの預金口座振替依頼書および預金口座振替申込書の提出を受けないものとします。

第2条（業務・事務内容の詳細）

1. 本サービスの具体的内容、ならびに銀行および収納企業の事務手続の詳細については、別紙「口座振替ダイレクトサービス取扱要領」（以下「取扱要領」という）において定めます。
2. 銀行は、取扱要領の内容を必要に応じて改定できるものとします。

第3条（システム登録料および事務処理手数料）

収納企業が本サービスを利用することに伴うシステム登録料及び事務処理手数料は無料とします。

第4条（解約および解除）

1. 銀行および収納企業は、相手に対し、2 か月以上前に書面で通知することをもって本サービスを解約できるものとします。
2. 銀行および収納企業は、相手方が本規約に違反したとき、相当期間を付して相手方に催告し、当該期間を経過してもなお改善されない場合、本サービスを解除することができるものとします。
3. 預金口座振替委託契約を解約された場合、本サービスは解約されたものとみなします。

第5条（利用停止）

銀行は、次の各号に定める場合、収納企業の本サービスの利用を停止することができるものとします。

- ①天災その他の不可抗力により本サービスに使用する通信回線の利用が不可能となった場合
- ②保守・点検のため本サービスに使用するシステムの計画停止が必要となった場合（ただし、緊急の場合以外、銀行は収納企業に事前に通知するものとします。）
- ③その他本サービスの提供を継続し難い合理的理由が存する場合

第6条（サービス開始日）

本サービスの提供は、銀行および収納企業にて別途定めた日から開始します。

第7条（免責）

天災地変、通信回線の不具合等、銀行の責に帰すことのできない事由により、収納企業に生じた損害については、銀行は一切の責任を負わないものとします。

第8条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、基本契約に従うものとする。

第9条（規約の変更）

1. 本規約の各事項およびその他の条件は、金融情勢、その他の状況の変化、その他相当の事由があることを認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載、その他相当の方法で公表または通知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上
2026年8月現在